

報道発表資料

提出日	平成24年4月11日(水)
担当課名	健康部 保健所 生活衛生課 福祉部 保育課
担当者氏名	生活衛生課長補佐 牧野 大公 保育課長補佐 石川 欣吾
連絡電話番号	0532(39)9121 0532(51)2317

* 19時00分まで待機します

暫定規制値を超える放射性物質が検出された乾燥椎茸について(第3報)

平成24年4月5日にお知らせした有限会社丸文岩瀬商店が平成24年1月6日から4月5日の期間に販売した60パック(1パック500g入り)についての市内流通調査等の結果は以下のとおりです。

1 流通状況について

保育課からの情報により市内3店舗での販売が判明し、生活衛生課が各店舗へ調査を実施しました。その結果、店頭販売はなく保育園への納品のみであることが下表のとおり判明しました。

それぞれの店舗の残品については販売を停止し回収をすすめています。

販売店舗	仕入れ期間	仕入数量	販売期間
A店	H24. 1月～3月	3パック	H24. 2月～3月
B店	H24. 1月～3月	3パック	H24. 2月～4月
C店	H24. 2月～3月	2パック	H24. 2月～4月

なお、今回の乾燥椎茸を出荷したJA茨城みどりでは、平成23年12月出荷分について自主回収を進めることとしています。

2 市内保育園での使用状況について

保育園57園(公立5園、法人52園)において乾燥椎茸の食材使用の有無を調査した結果、3園で同一の椎茸を使用していたことが確認されました。

しかし、食材量から1人あたりの放射性物質を算定すると、最大でも5.25Bqであり、これは、約0.000072mSVにあたり、胃のエックス線集団検診(1回)を受診したときの人体への影響(約0.6mSV)の約1/8300の放射線量となります。

※ 1 流通状況については生活衛生課、2 市内保育園での使用状況については保育課で対応します。